

平成 26 年 9 月 5 日

釜石市議会議長 海老原 正人 様

会派名 21世紀の会
代表者 木村 琳藏



会派視察調査報告書

21世紀の会と共産党議員団の所属議員による視察調査を下記のとおり実施しましたので、報告いたします。

視察項目（先）

- 1) 埼玉県熊谷市上川上 300
熊谷スポーツ文化公園「ラグビーワールドカップ誘致について」
- 2) 大阪府東大阪市荒本北一丁目 1-1
東大阪市「東大阪市中小企業振興条例について」

日 時 平成 26 年 7 月 29 日～7 月 31 日 (2 泊 3 日)

参 加 者	21世紀の会	木村 琳藏	平野 弘之
		古川 愛明	佐々木 義昭
	共産党議員団	坂本 良子	菊池 孝

研修内容 別紙報告書の通りです。



日 時 平成 26 年 7 月 29 日 14:00~16:40

研修先 埼玉県熊谷市上川上
熊谷スポーツ文化公園
「ラグビーワールドカップ誘致について」

相手方 熊谷市総合政策部スポーツ振興課 課長
(兼ラグビーワールドカップ招致室長)
島村 英昭 氏

〈目的〉

当市では東日本大震災から3年と5ヶ月を迎え、本年度は本格的復興の年として、少しづつではあるが、まちづくりの道筋が見えて来たところである。

そうした中、当釜石市では被災地として、復興を力強く目指す、市民の心の支えとして、2019年日本で開催予定のラグビーワールドカップの開催会場の誘致を決定した。

市民のRWC誘致に対しては、未だ不透明なスタジアムや、サブグランド他関連施設整備の事業費についての財源や、市営単独として運営せざるを得ない誘致後の運営維持管理への不安、又2019年の開催時期と町づくりの復興進捗との整合性を併せ、交通アクセスや宿泊施設のキャパシティ問題、更には肝心の被災者の生活再建の要である復興公営住宅や、自立再建の見通しが不明確な中でのワールドカップ誘致に対する市民感情等々・・・。まだまだRWC誘致に対しては賛否のある現状である。

今回、私達21世紀の会と共産党議員団は、今RWC誘致について様々な方々の立場や事情を鑑みながらも賛成の意志を表明した事から、少しでも市民の不安を解消し、市民一丸となってRWC誘致を成功させる事が釜石市民の震災を乗り越える精神的原動力となると考え、当市同様、RWC開催の公募申請をしているラグビーメッカである埼玉県熊谷市を視察し、私達の抱えている課題について調査、研修した。

〈内容〉

1. 熊谷スポーツ文化公園開園経緯
2. 2019年ラグビーWC開催誘致迄の経緯と現状説明
3. 施設管理の概要
4. ラグビー大会他各種スポーツ競技スケジュール説明
5. 施設見学
6. 懇談会

〈感想〉

熊谷市は今回ラグビーワールドカップ開催誘致を目指している全国約 20 自治体の中でも、人口約 20 万人と小規模の方の都市であるが、全国トップレベルの大会が開催される、東の熊谷、西の花園と称されるラグビーメッカの都市と知られている。

今回、RWC 開催誘致を目指している自治体は、全国北は札幌から南は北九州福岡迄の殆どが人口 50 万人から 100 万人の大政令都市である。その多くが既に巨額の投資として、スタジアムを含む施設整備が完備され、受け入れ体制が盤石である。

こうした公募申請している自治体に対し、その一角に食い込もうとする私達の町の誘致活動は、まさしく語るにおこがましいと思うのが実感である。

それを知って敢えての熊谷市への視察である。

ラグビー場を含む熊谷スポーツ文化公園は広さ約 88ha と、その用地他関連施設や総事業費の規模や、ラグビーを始めとした各種スポーツの養成環境等、全ての背景に於いて、ハード面、ソフト面、何一つ比ぶるものがないと思える程の施設環境だった（資料参考）。

根本的な違いは、熊谷スポーツ文化公園の運営母体は県営である事。又県営であっても、芝や施設の維持管理等、運営の困難さは担当者の説明からも容易に窺う事が出来た。

現時点では、釜石市単独での RWC 開催が実現しても、その後の運営維持に大きな懸念をしている事は言う迄も無い。施設整備は県営だが、飲食テナントや自販機等他施設の管理運営は 5 年契約の指定管理制度（県）で、市の担当者からは経費の大部分を占める指定管理費や人件費等、肝心の内容は残念ながら聞く事は出来なかつたが、それらを除く照明や施設メンテナンス等では年間約 3,500 万円というから、全維持管理費となれば、どの位掛かるか、施設使用料（資料）を取っているといえ、推して知るべしだ。

これらの概要を見聞きしただけでは、到底当市での RWC 開催会場を誘致すると思う事次第、荒唐無稽な事だが、しかし、当市の RWC 開催誘致の目的は、ハードとしてのグランド施設の整備や他自治体と競って RWC の誘致をする事ではない。それは私達のまちが復興を成し遂げ、市民が元気になり将来の子供達に夢と自信を持って頂く為の手段である。

この思いを忘れず、RWC 開催が実現する迄、私達議員 1 人 1 人が市民への理解と協力を求める努力をするべきだと感じた。

日 時 平成 26 年 7 月 30 日 14:00~15:30

研修先 大阪府東大阪市
「東大阪市中小企業振興条例について」

相手方 経済部 経済総務課 主幹
田中 伸明 氏
経済部 経済総務課 主査
森脇 順 氏

〈他資料添付〉

経過・結果

東大阪市中小企業振興条例について

東日本大震災から4年目となる当市の状況は、被災者の災害住宅への入居や自宅の自力再建が進み始めています。

しかし、いまだ多くの方が仮設住宅での暮らしを余儀なくされている状況の中で、一日も早く暮らしと生業の再建が求められています。

東大阪市は、現在50万人の市民が暮らす中核市で、多種多様な小規模企業者が集積する、活力ある「中小企業のまち」何でもつくれる「ものづくりのまち」を標榜しています。

当市と東大阪市とでは、規模の点で大きな差はありますが、「ものづくりのまち」を強調していることや、多種多様な小規模企業者を抱えていることから、事業の継承など、共通する事業者の悩みや課題について、様々なことが蓄積されている自治体であると考えます。

日本共産党議員団と21世紀の会は、東大阪市の中小企業振興条例策定の取り組みが、当市の中小企業者・小規模事業者の振興に参考となるのではとの思いから、調査・研修しました。

東大阪市中小企業振興条例制定の背景について、平成11年に改正された中小企業基本法第6条において、地方公共団体には、地方分権の考えに沿って、地域の特性に合せた独自の中小企業施策が求められることになったことから、東大阪市もその内容に沿った方策としていくため、他都市の条例の制定条例に関する調査を行いながら、内容についての検討を重ねてきたとのことです。

こうした中で、平成24年度、現在の市長の2期目の公約を受け具体化すべく、府内の職員で構成する策定委員会を組織し、職員による条例化設定を進めながら、市民、学識経験者、中小企業者の外部委員で構成する検討委員会を設置して意見を伺ったとのことです。

以上の手法によって得た意見等を検討項目の1つとしながら条例策定の作業を進め、市長専決という形の中で、平成25年4月1日付けで施行したということです。

この条例の施行にあたり、平成11年から12年にかけて東大阪市内全事業所の実態調査が行われています。このときの調査は、先に実施していた墨田区の製造業等全事業所の実態調査を参考に、市の職員が市内事業所に直接訪問して聞き取り調査を行ったということです。

調査にあたり、従来の郵送方式では回収率が3割を超えることが非常に難しく、調査結果の分析には限界があったことから、全ての対象事業所を市職員が直接訪問し、事業主と面談したうえで回収につとめたことで市内事業所の実態や施策ニーズを、ほぼ、正確に把握することが出来たとされています。

また、訪問調査に従事する職員のほとんどが市内の事業所を訪問するのは始めての経験であったこと、この機会を通じて中小企業のまちである東大阪市で勤務していることの認識を改めて確認したことの意義は大きかったという経験から、以降の中小企業施策の基礎資料として活用しているとのことです。

質疑・応答の中で、平成25年度に施行開始となった条例に平成11年に行われたデータがどこに反映されているのかという質問に、条例をつくるに当たり、現在の中小企業のおかれている状況をつかんで実施したということ。

それには、国の工業統計調査や、市が4ヶ月に1回行っている中小企業の動向調査で状況を調べ、条例をつくるための参考にしていること、どこに反映されているかという点については難しいが、東大阪市の中小企業の特色として、9人以下の事業所が8割を占めており、高度な技術を持ちながら、なかなか事業継承が出来ないという問題が多くあり、そこにスポットを当てるために、中小企業、特に小規模事業者を中心にするということを示しているということです。

また、条例の9条4番に、中小企業者の経営資源を強化するための施策とはどのようなものか、との質問に対し、中小企業の設備や個人の知識・頭脳を支援するというもの、たくさんあるが具体的には、空き店舗を活用して新たな事業を始めるための補助金からはじめ、技術的な相談や、一人でやっている方は販路開拓をするのは非常に難しいことから、販路拡大の相談は専門のコーディネーターを外郭団体に設けて支援していくこと、さらに、特許を取得する費用の一部を助成することなども行っているということです。

今後の課題についての質問には、平成25年4月に制定したことでもあり、現在は条例に規定されている中小企業振興会議において、具体的な中身について議論されているところであるとのことでした。

感想として、東大阪市の中小企業振興条例は、制定されて1年余りということもあり、中小企業の振興に、まだ、大きな成果があるという状況ではありませんでしたが、行政と中小企業との間に一定のつながりが出来たことは大きいようです。また、行政が中小企業・小規模事業者を重視している市政を感じました。